

## VI 岐阜県立長良養護学校における教育課程に関する取組 —教育課程の類型化と個別の指導計画による指導の個別化—

### 1. 学校の概要

本校は、昭和45年度に設置された国立療養所長良病院の院内学級を前身として、昭和53年度に病弱養護学校として開校した。昭和57年度に高等部の開設、平成7年度には高等部重複障害学級の設置、平成13年度から病院に加え在宅の訪問教育開始、平成14年度から看護師配置（委託訪問看護ステーションら派遣）と、その間、学校は大きく様変わりし、現在に至っている。

児童生徒の主な病気の種類や主障害は慢性疾患、筋ジストロフィー、精神・神経系疾患、重度・重複障害であり、診断名は120疾患を超え、病気が重症化し多様化している。重複障害の児童生徒は約6割を占め、病弱に知的障害を併せ有する児童生徒の割合が増加している。病気や障害の実態により発達の様相は極めて多様で、全般に障害の重度・重複化の傾向にある。また、年々通学生が増加し、約7割を占めている。医療技術の進歩やノーマライゼーションが進展し、在宅療育指向に伴う通学生の増加から、日常的に医療的ケアを必要とする児童生徒が増加している。

小・中・高等学校、あるいは他の養護学校で学ぶ児童生徒であっても、医療を必要とする者となれば、学力や障害の程度に関係なく、全て病弱教育の対象となりうる。不登校を含む心身症や軽度発達障害、病気以外にも交通事故による脳挫傷や溺水後遺症など通常の学校の教育では対応しきれなくなった児童生徒の受け皿として、現在、病弱養護学校がその役割を担っているため、多種多様な児童生徒が増加している。したがって、小・中・高等学校に準ずる教育から訪問教育まで、個に応じた教育的対応が必要となる。また、その中でも、転入学による学習進度の違い、病気治療や不登校による学習空白や学習全般の遅れなど、履修・習得状況は個々に様々である。このように障害や病気が重度・重複化、重症化、多様化する児童生徒一人一人の実態を考慮し卒業後の将来を見据え、個に応じた指導に対する一層の工夫改善と生きる力をはぐくむ教育活動の充実が本校における学校課題となっている。

本稿では、教育課程の類型化とその課題を解決するための学校での実践を報告することを目的とする。

### 2. 教育課程の類型化

児童生徒の多様化する実態を鑑み、本校では現在5種類の教育課程を編成して対応している。病気の種類の枠を越え、各学部の中で児童生徒の学習課題の共通性を踏まえた教育課程の類型化を図っている（表1参照）。

### 3. 学級編制及び教育課程の変遷

開校当初は、病気の種類別学級編制（複式）で準ずる教育と自立活動を主とした教育課程であったが、障害の多様化・重度化に伴い複式学級編制では個に応じた系統的な指導が困難であることや、病気の種類が違って発達段階を同じくする仲間同士のかかわりが必要であることから、昭和62年度から学部別学級編制（単一学年別）の実施となった。その後、不登校を含む精神・神経系疾患の他に、知的障害を併せ有する者も増加し、通常学級において準ずる教育が困難となり、平成5年度から知的障害養護学校の教育課程を加えた3種類の教育課程を編成し、学習グループ別に指導を行った。さらに、平成8年度から学部別類型別（病気の種類混合）学級編制の完全実施、平成9年度は各学部に4類型（A～D）、平成10年度から5類型（A～E）の教育課程を編成した。

### 4. 類型化の弊害

このように開校以来、本校では児童生徒の実態を踏まえ、一人一人に応じた教育内容・授業形態の在り方を問い続けてきた。そして、この取り組みが学級編制及び教育課程の変遷であり、本校病弱教育の歩みといえる。しかし、病気や障害が多様化する児童生徒の実態に対応するために辿り着いたはずの類型化が、一方で、児童生徒の特性や多様な能力を、逆に類型の枠内で固定化してとらえるといった弊害も生じた。実際には、各類型の中でさらに多様化が進み、特に、類型の境界線にいる場合、病気や発達の面で変化する場合、学習空白や学習の遅れが著しい場合、心のケアが最優先の場合など、単に学習課題の共通性を踏まえた現在の5種類の枠の中では対応しきれなくなっている。そこで、これらの現状を踏まえて、一人一人の生きる力をはぐくむ創意ある教育課程の編成に向けて取り組みを進めることにした。

## 5. 病弱教育における創意ある教育課程の編成に向けた取組

病弱教育では、類型という縦軸（発達段階）と学部という横軸（生活年齢）とを有機的に関連させながら、さらに病気の側面を考慮するという三次元から考え合わせた上で、学校全体として一つの教育課程を編成していくことが重要である。そこで、まず、平成13年度は「現在の教育課程の類型にとらわれることなく、一人一人にとって望ましい教育課程を考えてみよう」と、『類型ありきではなく児童生徒からスタートした教育課程の編成』の視点から、全校児童生徒一人一人について全教職員で再考することを試みた（表2参照）。

このアンケート結果から、平成14年度教育課程編成の基本方針のもとに現状の教育課程を見直し、類型会・学会・教育課程検討委員会を重ねながら、教育課程編成の改善点を明らかにした。さらに平成14年度は、高等部は平成15年度の新教育課程を編成するとともに、小・中学部は平成14年度の教育課程を実施した結果から、再度問題点を検討し改善を加え、平成15年度の教育課程を編成した。ここでは中学部教育課程の工夫改善の取り組みについて述べる。

### 1) 平成14年度の教育課程

基本方針は、新学習指導要領の改訂の基本方針を基に、本校児童生徒の実態に応じた創意ある教育課程の編成を行う。特に、他の病弱養護学校と比較しても本校児童生徒の実態は多様化しているため、一人一人の実態に応じた教育課程を編成する。

◆C類型において知的障害養護学校の教育課程に、病気の種類を重視する観点から、さらに類型化を図った（表3、4参照）。

#### (1) C 1 類型をさらに分化

- ・C1-1（筋ジストロフィー等の生徒対応）：「自立活動」を重視し、4時間／週を带状に設定。
- ・C1-2（てんかん等の生徒対応）：「生活単元学習」の指導の方法を重視し、4時間／週設定。

#### (2) C 2 類型

・類型は分化させず、「日常生活の指導」において実態に応じた領域・教科を合わせた指導内容を設定。

### 2) 平成15年度の教育課程

【基本方針】：多様化する一人一人の実態に応じて柔軟に対応できる教育課程を編成する。

◆B類型において下学年適用の教育課程に、不登校や病気治療に伴う学習空白や学習の遅れ等、多様な履修・習得状況への対応や基礎・基本を重視する観点から、さらに類型化を図り、B類型を分化した（表5参照）。

(1) B 1 類型（不登校や入院治療等で著しく学習空白や学習の遅れがある生徒への対応）

・情緒の安定や興味・関心への配慮から芸術教科等を重視し、音楽、美術：2時間／週(+0.5)、技術・家庭：2時間／週(+1)設定。

(2) B 2 類型（筋ジストロフィー等の生徒対応）

・自立活動を重視し、5時間／週(+3)設定。  
・芸術教科等は、B 1 類型と同様に設定。

### 3) 教育課程実施上の課題

(1)平成14年度にかなり工夫改善したC類型の教育課程であったが、平成15年度は、筋ジストロフィーの生徒が在籍しなくなったため類型を一つに戻し、逆にB類型に工夫改善を図った。このように毎年児童生徒の実態が大きく変化するため、まず、基本となる類型の教育課程を準備しておき、そこから実態に応じて望ましい類型化を図ることが必要である。また、類型を細分化しすぎることなく、運用面における指導内容・方法の工夫改善も考えたい。

(2)多様化する生徒の実態に対応すべく、教育課程の類型化や授業における指導の個別化を進展させるあまり、学習集団が成立しないという弊害が生じた。「類型化を進める≠個別指導」、「個に応じた指導≠個別指導」という考えに立ち返り、多様化への対応として、単に類型化や個別化を図るだけではなく、より効果的な学習集団や指導形態の工夫改善が必要である。

## 6. 個に応じた指導の充実を図る教育課程実施上の配慮事項

### 1) 個別の指導計画の作成と活用

病弱児は病気という一次的要因や、生活規制・身体活動の制限という二次的要因により、心理面・身体面・環境面においても多様な実態であるとともに学習の習得状況も様々であることから、病弱教育には、最も個に応じた指導が求められているといえる。従って、どの児童生徒にも個別の指導計画の作成は必須であると考え、本校では、実態編と教科・領域編から成るパーソナル・プログラム（以下P.P.という）を作成し、活用する中で類型ごとに様式の工夫改善を図っている。特に、児童生徒の障害や病気が重度・重複化、重症化、多様化している本校において、P.P.は一人一人の実態に応じたきめ細かな指導を具現化させる上で非常に重要な役割を担っている。

教育課程の類型をいくら細分化しても最終的には一人一人実態が異なるため、多様化への対応にはならない。すなわち、教育課程の類型を基盤にしながらも、それを固定化せず、運用の際にはP.P.を基に類の

枠にとらわれない個に応じた柔軟な対応によって、個のニーズに合致した指導が展開できるものとする。

## 2) 不登校の生徒に対応した教育課程の編成

最近、小学校から不登校であった生徒が高等部に入学・転入学するケースが増加している。卒業を目前に控えた高等部段階の生徒にとって、小学校からの学習空白や学習の遅れは、単に下学年（下学部）の幅を拡大するだけでは対応しきれないのが現実問題である。知識や技能を身に付け、卒業後の自立と社会参加に向けた指導内容の設定と効果的な指導方法の工夫が必要である。特に不登校を含む心身症の生徒への対応としては、準ずる教育及び下学年（下学部）適用の教育課程を踏まえながら、思い切った教育課程編成ができないものかと考えるが、高等部の場合は単位認定との関連から難しいところがあり、本校においても課題となっている。

## 3) 多様な学習スタイルの提供と柔軟な運用

TV会議システムによる遠隔授業、TV電話、e-learning、e-mail等、情報機器やネットワークを有効活用した学習スタイルや、ベットのサイド授業、家庭や病院からレポートを提出する通信制の導入、進学や就職という進路に応じたコース制の導入等、これまでの固定概念にとらわれない多様な学習スタイルを児童生徒に提供することが必要である。訪問教育の場合も、通学か訪問かといった二者択一でなく、訪問から通学への移行（その逆もあり）を見通しながら、状況に応じた柔軟な対応が望まれる。

## 4) 教育の場の選択肢を拡大する教育システムの再編

病弱養護学校では、少人数による学級編制の場合が多く、少人数の集団や一対一での個別学習が中心となるなど、集団構成に制約がある。また、人とのかかわりも教師や病院の職員といった大人とのかかわりが多い。仲間とのかかわりの中で互いに影響しあえる集団を確保することは、豊かな人間関係を育て社会性を高めるために必要である。そこで、学級、類型、学部の枠を越え、個のニーズに応じて有効な教育活動が展開できる柔軟かつ多様な授業形態の工夫、学校全体として弾力的な時間割の編成や教職員の協力的な指導体制を組織的に確立することが重要といえる。情報通信ネットワークの効果的な活用に加え、本校では学校の枠を越えた居住地交流や地域交流教育にも積極的に取り組んでいる。しかしながら、学籍の所在や校種の違いが壁となって即応できない現実と直面する。煩雑な手続きを改善し、今後は、居住地の学校、近隣の学校、入退院に応じて前籍校等での授業も個のニーズに応じて日常的に受けることができるよう、校種間の壁を無くし教育の場の選択肢を拡大するとともに、互いのネ

ットワーク化が図られるような新しい教育システムの確立が望まれる。

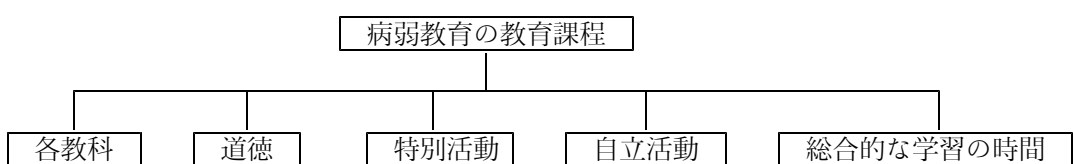
## 5) 多様化に応える教師の専門性の向上

多様化する児童生徒の実態から、教師に求められるものも多様化している。どんな児童生徒が入学してきても対応できるような、病弱教育に携わる教師としての専門性や資質・能力の向上を図ることが重要である。

(岐阜県立長良養護学校・長野 清恵)

表1 教育課程の類型化

A 類型：小・中・高等学校に準ずる教育課程による学習が適切と考えられる児童生徒
B 類型：下学年（下学部）適用の教育課程による学習が適切と考えられる児童生徒
C 類型：知的障害養護学校の教育課程による学習が適切と考えられる児童生徒
C 1 類型…軽度の知的障害を併せ有する児童生徒
C 2 類型…中度の知的障害を併せ有する児童生徒
C 3 類型…重度の知的障害を併せ有する児童生徒
D 類型：自立活動を主とした教育課程による学習が適切と考えられる児童生徒
E 類型：通学して教育を受けることが困難な児童生徒



※注 本来、総合的な学習の時間は領域ではないが、本校では教育課程を編成する上で、一つの領域として扱うものとする。

【 各類型の教育課程 】

A 類型	教科別の指導				道徳	特活	自立活動	総合
B 類型	教科別の指導：下学年（下学部）適用				道徳	特活	自立活動	総合
C 1 類型	教科別の指導		教・道・特・自		特別活動	自立活動	総合	
			生単，作業					
C 2 類型	教科別の指導		教科・道徳・特活・自立		特別活動	自立活動	総合	
			生単，作業					
C 3 類型	教科別の指導		教科・道徳・特活・自立		特別活動	自立活動	総合	
			日生，生単，作業					
D 類型	各教科・道徳・特別活動・自立活動				自立活動		総合	
	日常生活の指導，生活単元学習				活動			
E 類型	自立活動						道徳	特活

※注 ：学習効果を高めるために、指導の方法として領域・教科を合わせた指導を取り入れている。

教…教科    道…道徳    特活…特別活動    自…自立活動    総合…総合的な学習の時間  
 日生…日常生活の指導    生単…生活単元学習    作業…作業学習

表2 教育課程編成のためのアンケート

平成14年度教育課程編成に向けて

学部 ( ) ・ 類型 ( ) ・ 氏名 ( )

無記名でも可

現状（平成13年度）の教育課程を検討・改善し、平成14年度の教育課程を編成したいと考えます。次の観点から各事項を見直し、児童生徒の実態に応じた創意ある教育課程の編成と実施に向けてのご意見をお願いします。

見直す観点

- A：授業時数の取扱い（年間授業時数）、履修単位数（高）  
 B：内容等（1単位時間についても含む）の取扱い

- 1 各教科・科目  
 (1) 必修教科、必修履修教科・科目（高） (2) 選択教科（中・高）
- 2 道徳
- 3 特別活動〈学級・ホームルーム活動、児童生徒会活動、学校行事、クラブ活動（小）〉
- 4 自立活動
- 5 総合的な学習の時間
- ※領域・教科を合わせた指導について
- 6 その他 教育課程全般  
 1～5以外の項目でのご意見を記入してください。（週時程の在り方、類型の見直し、完全学校週5日制への学校運営上の対応 等）

平成14年度教育課程編成に向けて

児童生徒一人一人にとって望ましい教育課程を考える

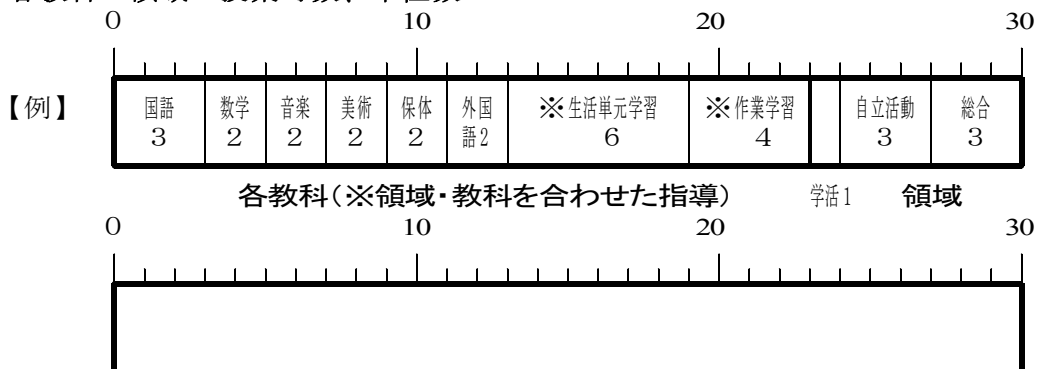
児童生徒の実態に鑑み類型化したはずの教育課程が、逆に、多様化する児童生徒の実態に対応しきれていない現状があり、類型化の弊害も生じています。類型ありきではなく、児童生徒からスタートした教育課程の編成が望まれます。

そこで、現在の教育課程の類型にとらわれないで、まず、全校児童生徒一人一人に対して、適切な各教科・領域の具体的な授業時数や週時程を考えてみてはどうでしょうか。

児童生徒の実態から、準ずる教育なのか、下学年適用なのか、知的障害養護学校の教育課程による学習が適切なのか、またその場合に教科別の指導が適切なのか、領域・教科を合わせて指導を行うことが効果的なのか、或いは、自立活動を主とした教育課程による学習が適切なのか……を明らかにしていきたいと考えます。

学部 学年・児童生徒名 ( ) 現在の類型 ( )  
 担任名 ( )

1 各教科・領域の授業時数、単位数



2 上記のように考えた理由、現行と比べて改善したい点など

3 その他

・主に1単位時間の取り方等、週時程についての工夫があれば記入してください。

表3 平成14年度中学部週時程表 (C1-1, C1-2 類型)

- 《C1-1 類型》
- ・昼食・休憩時間を他類型より10分間長くとる
  - ・自立活動4時間／週を5日間に分けて帯状にとる
  - ・第5校時の始まりからは他類型と同じにする

	月	火	水	木	金	時 間
朝の会						9:00～9:10
1	教科	教科	教科	教科	教科	9:10 ～9:55
2	教科	教科	教科	教科	生単	10:00 ～10:45
3	教科	教科	教科	教科	生単	10:50 ～11:35
昼食・休憩						11:35
4	自 立 活 動					12:50 ～13:25
5	教科	学活	教科	教科	総合	13:30 ～14:15
6	学裁	教科	教科	教科	総合	14:20 ～15:05
帰りの会						15:05 ～15:15
						下校 15:15

《C1-2 類型》

	月	火	水	木	金	時 間
朝の会						9:00～9:10
1	教科	教科	教科	教科	教科	9:10 ～9:55
2	教科	教科	生単	教科	生単	10:00 ～10:45
3	教科	教科	生単	教科	生単	10:50 ～11:35
昼食・休憩						11:35
4	自 立	教科	教科	自 立	教科	12:40 ～13:25
5	教科	学活	教科	教科	総合	13:30 ～14:15
6	学裁	教科	教科	学裁	総合	14:20 ～15:05
帰りの会						15:05 ～15:15
						下校 15:15

表4 平成14年度中学部週時程表(C2類型)

《C2類型：①》

・自立活動3時間／週、日常生活の指導2時間／週を5日間に分けて帯状にとる

	月	火	水	木	金	時 間
朝の会						9:00～9:10
1	自 立 活 動					9:10 ～9:35
2	日 常 生 活 の 指 導					9:35 ～9:55
3	生 単	作 業	生 単	作 業	生単／総合	10:00
昼食・休憩						11:35
4	教 科	教 科	教 科	教 科	教 科	12:40 ～13:25
5	目 生	教 科	教 科	目 生	自 立	13:30 ～14:15
6	学 裁	目 生	目 生	学 裁	目 生	14:20 ～15:05
帰りの会						15:05 ～15:15
						下校15:15

《C2類型：②》

・自立活動3時間／週、日常生活の指導2時間／週を5日間に分けて帯状にとる

・午後の日常生活の指導の内、前半は教科を合わせた指導内容を中心に行う

	月	火	水	木	金	時 間
朝の会						9:00～9:10
1	自 立 活 動					9:10 ～9:35
2	日 常 生 活 の 指 導					9:35 ～9:55
3	生 単	作 業	生 単	作 業	生単／総合	10:00
昼食・休憩						11:35
4	教 科	教 科	教 科	教 科	教 科	12:40 ～13:25
5	(教科)	教 科	教 科	(教科)	教 科	13:30 ～13:50
	目 生			目 生		13:50 ～14:15
6	学 裁	(教科)	(教科)	学 裁	(教科)	14:20 ～14:40
		目 生	目 生		目 生	14:40 ～15:05
帰りの会						15:05 ～15:15
						下校15:15

表5 平成15年度中学部教育課程表(A・B類型)

学年		A(1～3年)	B1(1～3年)	B2(1～3年)	
学級数					
教科等					
教科	国語	140(4)	105(3)	105(3)	
	社会	105(3)	105(3)	88(2,5)	
	数学	105(3)	105(3)	105(3)	
	理科	105(3)	105(3)	87(2,5)	
	音楽	52(1,5)	70(2)	70(2)	
	美術	53(1,5)	70(2)	70(2)	
	保健体育	70(2)	70(2)	70(2)	
	技術・家庭	35(1)	70(2)	70(2)	
	外国語	105(3)	105(3)	70(2)	
	選択教科	国語, 社会, 理科, 数学, 音楽, 美術, 保健体育, 技・家 外国語	70(2)	35(1)	
	道徳	35(1)	35(1)	35(1)	
特別活動	35(1)	35(1)	35(1)		
自立活動	70(2)	70(2)	175(5)		
総合的な学習の時間	70(2)	70(2)	70(2)		
計		1050(30)	1050(30)	1050(30)	